

瑞穂監第55号
平成26年3月26日

瑞穂市長
堀 孝正様

瑞穂市議会議長
星川睦枝様

瑞穂市教育委員会委員長
河合和義様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 若園五朗

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「本田第1保育所」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

「本田第 1 保育所」における平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「需用費、備品購入費」についての監査を行った。

本田第 1 保育所は、教育委員会の幼児支援課に属し、所長以下保育士（補助職員、派遣職員含む）16 名と調理員 1 名、用務員（補助職員）1 名合わせて 18 名体制で保育所を運営している。

なお、本田第 1 保育所は市内 9 か所の保育所のうち、定員数では本田第 2 保育所と並ぶ第 4 番目の規模となっている。平成 25 年 12 月 1 日現在の入所児童数は定員 150 名に対し 116 名（未満児 13 名、3 歳児 27 名、4 歳児 45 名、5 歳児 31 名）となっている。

2 監査の実施日

平成 26 年 1 月 30 日（木）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児支援課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求めるとともに、現地において備品管理状況等も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第 2 監査の結果

1 財務について

（1） 執行状況について

財務の執行は、本田第 1 保育所が執行するもの以外に、保育所全体の経費として、教育総務課・幼児支援課がそれぞれ執行するものがあるため、保育所全体として次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成 25 年 11 月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率(%)
歳 入	379,303,000	207,725,600	54.8
歳 出	1,113,933,000	625,090,079	56.1

(2) 「新聞・雑誌・図書」 購入について

本田第1保育所の需用費における消耗品費のうち、「新聞・雑誌・図書」の執行状況は次のとおりである。

単位：円

年 度	25	24	23	22	21
予 算 額	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
執 行 額	138,260	77,635	116,203	112,040	110,720
新 聞	23,200	34,800	34,800	34,800	34,800
雑誌・図書	115,060	42,835	81,403	77,240	75,920

※平成25年度は11月末時点の金額

今年度11月末時点の執行額が前年度の倍近いため内容を確認したところ、保育士の資質向上を図るための専門書を多く購入しているとのことであった。職員室には購入した図書を置くためのラックが設置されていたが、各保育士が保育室等に持ち出すことが多く、監査の際に購入した専門書を確認することはできなかった。

また、『保育のこころえ』・『保育における特別支援』といった専門書が「新聞・雑誌・図書」の予算ではなく「各種消耗器材」の予算で購入されていた。さらに、予算額は毎年同額を計上しているが、平成24年度を除き、執行額が予算額を上回っている。

消耗品費は「短期間又は一度の使用によって費消されるもの、あるいはき損しやすいもの、著しく長期間の保存に耐えないもの」の購入に充てるための予算とされる。そのため、消耗品費からは備品の程度に至らない物品を購入することとなる。しかし、消耗品として購入された物品の中には、図書や家電製品のように一度の使用ではその効用を失わないものも存在している。消耗品として購入された場合、備品として登録を行う必要がないことから、比較的長期間使用し、かつ保存できる物品であっても数量などの管理は行われていない。そのため、紛失等が生じたとしても、誰も気が付かないという事態が生じる可能性がある。保育所をはじめ全序的に帳簿を備え付けて管理を行う等、物品管理のあり方を検討していただきたい。

瑞穂市予算事務規則第3条第3項は「予算の編成その他必要があるときは、歳入歳出に係る節について細節を設けることができる」と定めている。実務では、さらに細分化して「説明コード」の運用を行っていることから、「需用費（節）消耗品費（細節）新聞・雑誌・図書（説明コード）」となっている。

予算において説明コードを設けている理由は、その執行に一応の限度を設けることにより、市長の内部統制という意味を有するといえる。こうしたことからも、予算に計上した通りの説明コードから執行することが求められる。また、予算額以上の執行が常態化していることから、予算が形骸化しているとも受け取れるので、適正な積算に努められたい。

(3) 報償費について

平成 25 年 7 月 22 日に、大相撲名古屋場所を終えた力士 2 名との交流事業があった。これは、毎年実施されているもので、今回は市内 9 か所の保育所のうち、本田第 1 保育所を含む 3 か所の保育所で交流が行われ、その際の謝礼として 1 人 20,000 円（計 40,000 円）が支払われていた。

報償費については、平成 25 年度予算編成方針（瑞穂市予算事務規則第 4 条規定）でその基準額が示されている。その中で 1 回 20,000 円となるのは、200 人以上を対象とした 2 時間程度のもので、高度な技術や識見・経験を有する市内の講師となっており、この事業の謝礼には該当しない。基準額での依頼が困難な場合は、企画財政課に協議のうえ決定することになっているが、協議した経緯も見受けられない。謝礼額の根拠を明確にしておくべきである。

また、この謝礼は資金前渡で児童支援課長が受け取り、保育所での交流に先立ち、力士が市長室へ表敬訪問された際に市長から直接手渡されている。1 人ずつに手渡したことからすると、力士個人の収入になると判断する。力士個人に支払う場合には源泉徴収が必要なはずであるが処理はされていない。誰（どこ）に支払うのか明確にして適正な処理をすべきである。

さらに、児童にとっては力士と触れ合うという貴重な体験ができる有意義な事業であると判断するが、その趣旨・目的を明文化したものは存在しない。地方財政法第 4 条の規定で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされていることからも、保育におけるこの事業の位置づけを明確にされるとともに、力士派遣についても適正な手続をとっておくべきである。

2 保育料について

(1) 収入未済額について

平成 26 年 1 月 21 日現在、保育所保育料の収入未済額は 7,817,900 円、保育所延長保育料の収入未済額は 1,119,800 円、合計で 8,937,700 円となっている。なお、保育所保育料の収入未済額には、市内にある私立の清流みづほ保育園及び広域入所の分も含まれている。これらのうち、本田第 1 保育所に係る収入未済額は次のとおりである。

単位：円

年 度	保育所保育料	保育所延長保育料
25	282,800	15,000
24	239,500	1,000
23	130,000	0
22	378,000	0

21	68,900	0
20	389,700	0
19	9,200	0
18	0	0
17	7,400	0
合 計	1,505,500	16,000

本田第1保育所の保育料の収入未済額は合計1,521,500円であり、全体の17.0%となっている。これは、市内9か所の保育所のうち、別府保育所の2,935,750円に次いで2番目に多い額となっている。

これまでの保育所の定期監査で、その都度、保護者の送迎の機会を利用して収入確保に努めるよう意見を申し上げてきたところである。本田第1保育所においても職員が保育料を滞納している保護者に対し、その納付を依頼しているとのことであった。しかし、1年前の平成25年1月22日現在の収入未済額1,646,500円に対する収入は263,600円（収納率16.0%）に留まっており、本田第1保育所以外の8か所の保育所の収入未済額の合計6,874,950円に対する収入1,489,800円（同21.7%）と比べても低い水準となっている。なお、本田第1保育所の収入未済額1,646,500円のうち、159,200円は平成24年度末に不納欠損処理が行われている。

保育料の滞納者のうち、現在も通所している児童の保護者については、引き続き送迎時のコミュニケーション等を通しての納付勧奨に鋭意努力いただきたい。その中でも、平成25年度分の滞納者については、可能な限り今年度中に納付を行うよう、特に意識した対応をするよう努めていただきたい。

(2) 時効について

通常、保育料の時効期間は5年とされているが、5年を超過する平成17年度分の保育料に収入未済があったため確認を行ったところ、一部納付により時効が中断したものであると説明を受けた。ただし、本年度に時効を迎えたため、年度末をもって不納欠損処理を行うことになっているとのことである。また、同じく5年を超過している平成19年度分の収入未済の時効は、平成27年度に到来することであった。

今年度は、平成20年度分の保育料が時効に該当し、不納欠損となることが見込まれるが、この中には一部納付等により時効が中断する保育料も存在すると思われる。こうした保育料については、本年度末に誤って不納欠損処理とすることのないよう注意していただきとともに、来年度以降は、時効完成後に徴収する等の誤りが生じないよう、適切に管理していただきたい。

また、時効による不納欠損については、前年度（保育所全体で779,400円）を上回ることのないよう、徴収の強化に努めていただきたい。

（3）教育委員会内の協力体制について

保育料の滞納者は、その他の料金等についても滞納している可能性が高いと思われる。現在は、それぞれを所管する担当課が個別に対応しているため、滞納者毎の未納状況は明確に把握されていない。

保育士による納付勧奨に関する意見と並び、これまでの定期監査で申し上げてきたことであるが、まずは教育委員会で情報の共有を図り、協力して各種債権の徴収に対応していただきたい。また、広域入所者や清流みずほ保育園に通っている児童の滞納については、それぞれの施設の職員に協力を求めることも検討いただき、放置することのないよう対処していただきたい。

以上